27 臨床栄養師証票等細則

(目 的)

第1条 この細則は、臨床栄養師認定登録に関する規則第3条第3項に規定する臨床栄養師の証票 等の様式及びその取扱いについて、必要事項を定める。

(証 票 等)

第2条 認定登録された臨床栄養師に交付される証票等は、次のとおりとする。

(1) 臨床栄養師証票

(様式第(証)-01号)

(2) 臨床栄養師章

(様式第(証)-02号)

(禁 止)

第3条 臨床栄養師の証票等は、他に貸与もしくは使用させてはならない。

(再 交 付)

第4条 臨床栄養師が証票等の盗難・遺失等にあった場合には、遅滞なく学会事務局に届け出ると ともに、再交付を求めることができる。ただし、臨床栄養師証票及び臨床栄養師章については、 実費を負担する。

(費用等)

第5条 臨床栄養師証票等にかかる費用等については、臨床栄養師資格認定等費用細則を別に定める。

付 則

1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。

臨床栄養師証票

		哈		坐	養	師	韧	完	乖		
		坪 前	<i>/</i> /\	不	段	Ыh	中心	足	山工		
		登録番号			第			号			
		氏	名								
		会員番号									
	生年月日有効期限				年日						月
		発行年。	月								
一般社団法人 日本健康・栄養システム学会											

臨床栄養師章

